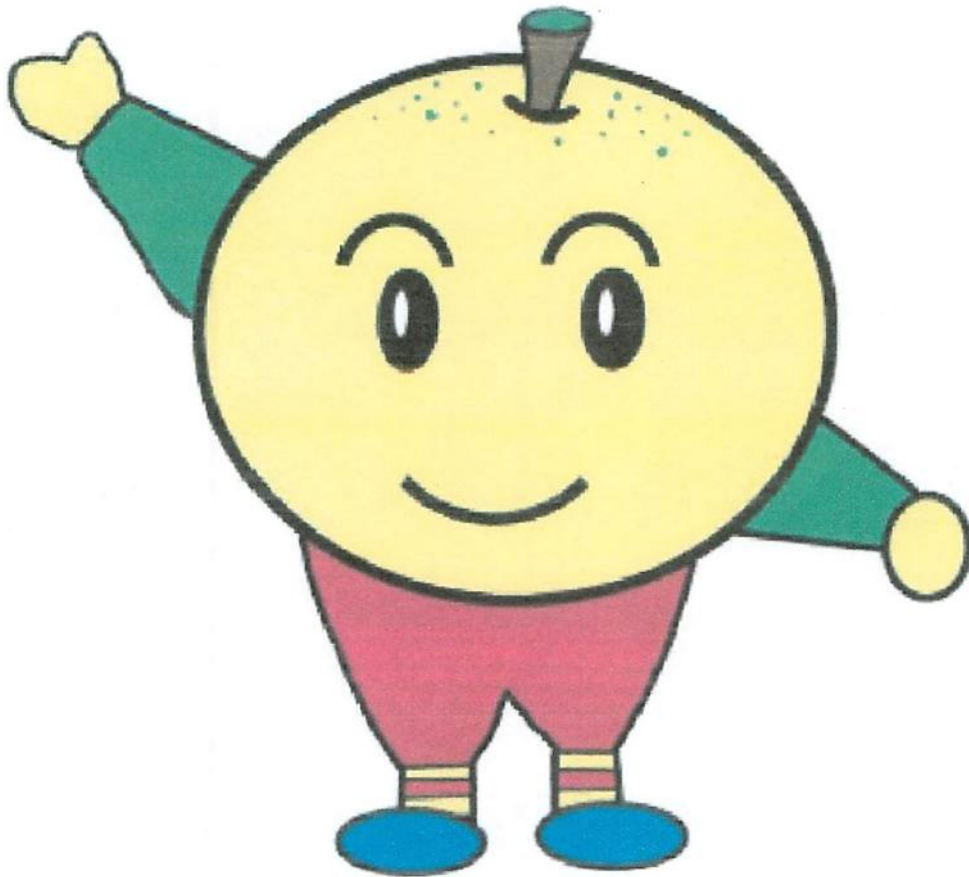


令和8年度
いじめ防止基本方針



神川町立丹荘小学校

はじめに

いじめは、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

神川町立丹荘小学校では、これまでもいじめは決して許されない行為であるとともに、どの子どもにもどの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対策にあたってきたところである。

このたび、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の13条及びいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂）に基づき、児童が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために策定するものである。

第1 丹荘小学校基本方針の策定

1 策定の目的

本校におけるいじめの根絶に向けて、児童の尊厳を保持するとともに、学校、家庭、地域、町やその他の関係機関との連携のもと、実効あるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、法第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処の基本方針を示すものとして、神川町立丹荘小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を定める。なお、策定に当たっては、文部科学大臣の定めたいじめの防止等のための基本的な方針又は神川町いじめの防止等のための基本的な方針を参酌（法第13条）するとともに、本校の実情を踏まえたものとした。

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

3 いじめ防止等のための対策の基本理念

いじめ防止等のための対策は、学校、家庭、地域、町やその他の関係機関との連携のもと、次のことを基本として行わなければならない。

いじめは全ての子どもに関係する問題であることから、安心して学習等に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、未然防止に努める。

いじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがなく、全ての子どもがいじめの問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることを目指す。

いじめは決して許されないことであるが、どの学校でも、どの子どもにも起こり得ることから、いじめが子ども達の心身に重大な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応する。

第2 いじめ防止等のために対策の内容に関する事項

1 いじめ防止等のために丹荘小学校が実施する施策

(1) いじめの未然防止のための取組

いじめはどの学校にも起こりうるという事実を踏まえて、全ての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組む。未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。更に、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。神川町の本年度の取組である、探究的な学びと学級経営の充実を両輪として、児童理解を深め、いじめ防止に努める。具体的な取組としては、

- 児童が主体的に取り組める授業の実践
- 児童が自主的に参画する学級活動の充実
- 「8つの愛（合い）」の実践
- 「成長段階」を活かした児童の育成
- 折れない心の育成
- 「いじめ」を見逃さない、見放さない、見捨てない対応
- 報告・連絡・相談・確認・見届けの徹底

(2) いじめの早期発見への取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。このことを教職員は、認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つ。併せて、学校はアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。また、児童に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させる。

(3) いじめの早期解決への取組

いじめに対する措置を行うに当たっては、まず、教職員全体でいじめ問題に取り組む体制を作ることが重要である。そのために、緊急会議を開き共通理解を図る。

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断することや、一部の教職員で抱え込むことがないように、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携を図る。

※「彩の国 生徒指導ハンドブック『I's 2019』」を参考、活用する。

※児童の実態を踏まえ、既存の「いじめ対応マニュアル」の内容を『I's 2019』を参考に、適宜、見直し、修正を加え、活用する。

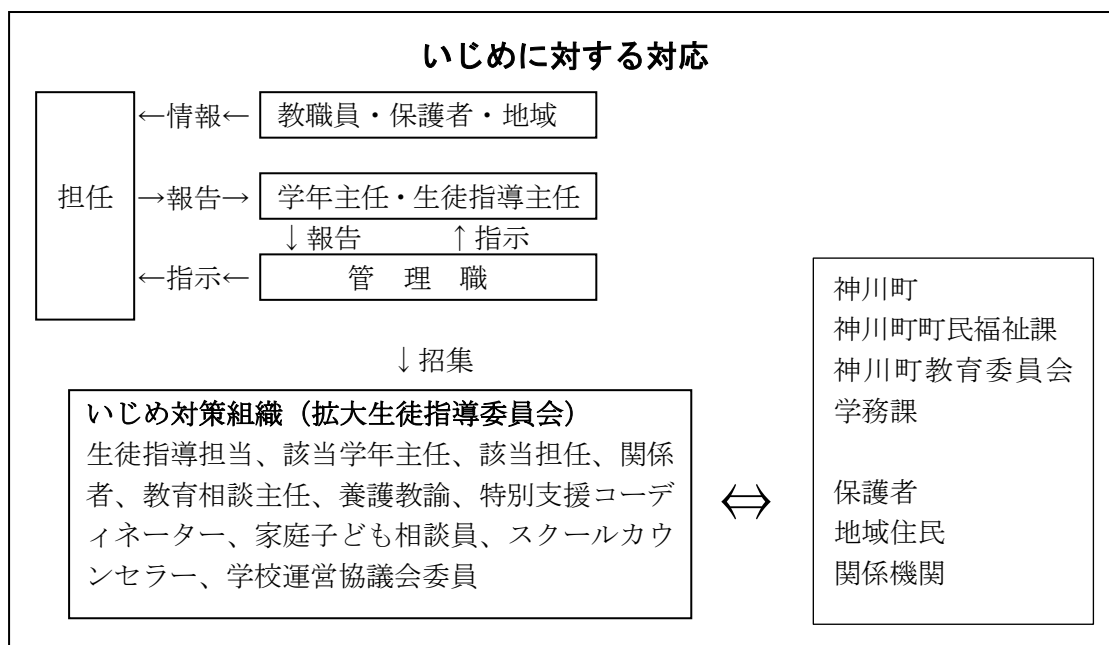
※各月のいじめ等に関する対応報告

本校は、いじめの認知、対応について、毎月一度、必ず、教育委員会に報告する。さらに、いじめを認知し、指導した際には、適宜、教育委員会に報告する。

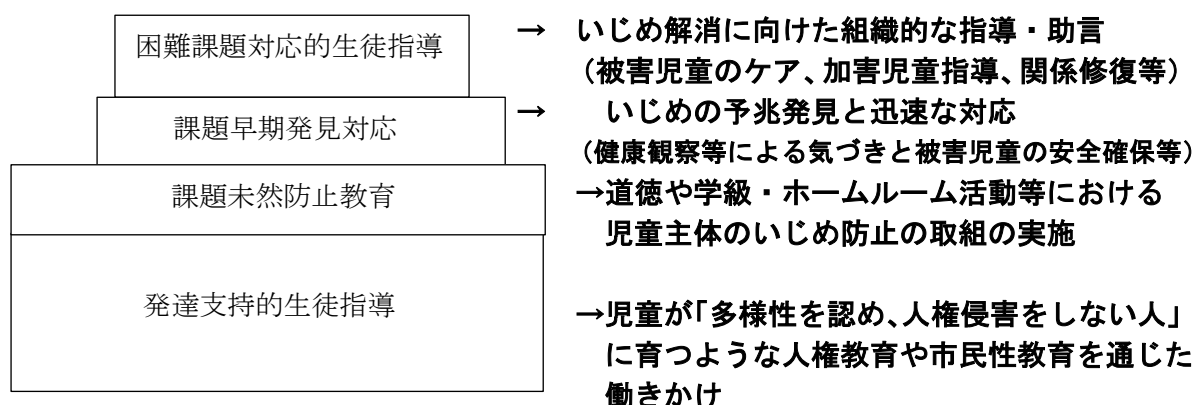
2 いじめ問題に向けての校内組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。



3 いじめに関する生徒指導の重層的支援構造【生徒指導提要（改訂版）より】



4 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処の流れ

重大事態とは…

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(法第28条第1項より)

(2) 本校による調査

- ・重大事態が発生したときは、その旨を教育委員会を通じて速やかに町長へ報告する（法第30条第1項）。
- ・その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する（法第28条第1項）。なお、本校において主体の調査では重大事態への対処及び同種の事案の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断するときや学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるようなときは、教育委員会が調査を実施する。
- ・調査は、必要に応じて教育委員会が設置した附属機関が行う。
- ・本校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし、提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する（法第28条第2項）。
- ・本校の調査において、教育委員会から必要な指導、助言又は支援をもらう（法第28条第3項）。
- ・本校（又は教育委員会）は、法第28条第1項の規定による調査の結果について、町長に報告する。なお、いじめを受けた児童又はその保護者から申し出があったときは、いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書を受領し、当該文書を調査結果報告に添えるものとする。

(3) 重大事態の報告を受けた町長の再調査等

- ・町長により、法第28条第1項の規定により教育委員会又は町立小・中学校が行った調査の結果について、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行うことができる（法第30条第2項）。
- ・再調査においても、当該児童及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を提供するに当たって、他の児童のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。
- ・町長は、教育委員会又は町立小・中学校が行った調査の結果について再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する（法第30条第3項）。
- ・町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる（法第30条第5項）。

(4) 調査結果を踏まえた対応

- ・調査報告書の内容を踏まえ、対象児童が重大な被害を受けている場合には、心のケアや安心した学校生活を送ることができるようになるための支援を行う。
- ・対象児童が不登校となっている場合には、学びの継続に向けて家庭や関係機関、スクールカウンセラー等と連携して学習支援や登校支援を行う。
- ・調査結果を踏まえて中長期的に対象児童の支援や配慮が求められる場合もある。また、いじめを行った児童に対しても必要な指導及び支援を行うことが求められる。
- ・調査報告書内容及び提言された再発防止策について真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底などこれまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組む。
- ・再発防止策を実効性のあるものとするため、学校の設置者の責任の下、第三者の視点も入れながら、取組の進捗管理や検証を行うことが考えられる。

いじめ加害・警察との連携

刑法犯	いじめの態様	学校の指導等・警察の対応	軽 重
名誉毀損罪	冷やかし・からかい 悪口・脅し文句 「うざい・きもい・くさい・死ね」	【学校の指導等】 組織的な対応 早期発見・早期対応 情報収集 ・個人指導 ・学級指導 ・学年、学校指導	↑
侮辱罪	ネット上の誹謗・中傷		
傷害罪 (PTSD等)	仲間はずれ 持ち物隠し	連携 ・家庭との連携 ・教委への連絡	
	お節介・親切の押しつけ 集団で無視 暴力	見届け ・声かけ、観察	
脅迫罪 強要罪	* 言葉での脅し * 嫌がることを行わせる	警察との連携 ・情報収集、提供 ・事情聴取 ・任意(書類送致) ・逮捕(身柄拘束)	
恐喝罪 強盗罪 器物損壊罪	金品の要求・たかり * 物を隠す、壊す		
暴行罪 傷害罪	暴力 (軽くたたく、蹴る等) * 肩パン(肩パンチ)	↓	
傷害罪 暴力行為等処罰に関する法律違反(集団) 強制猥褻罪 強姦罪 傷害致死罪 殺人罪	暴力 (ひどくたたく、蹴る等) * 失神ゲーム * 集団暴行・リンチ * 衣服を脱がす、盗撮 * わいせつな行為等 * 人を殺す	検察庁 家庭裁判所 ↓ 審判 【警察の対応】	↓
			重

第3 インターネットを通じて行われるいじめ

- ・インターネットを通じて行われるいじめに対しては、民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。ネットいじめは、弱いものがターゲットになるとは限りません。ネットを通して誹謗中傷が多数の目にさらされます。匿名や偽名で書き込まれるため、だれが書きこんだか特定できないケースがほとんどです。ネットいじめは、時間と場所を選ばず、いつでも行われる危険性があります。埼玉県の「ネット上の見守り活動（ネットパトロール）」として、ネット防犯パトロールボランティアを活用する。
- ・児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、埼玉県のSNSを活用した教育相談事業や関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。
 - e-ネットキャラバンによる家庭教育学級（児童を含む）
 - ペアレンタルコントロールの啓蒙活動
 - フィルタリングサービスの活用
 - ネットトラブル注意報
 - ネットのいじめをしないで！思いやりの心を持って 等の活用
- ・一人一台端末として、学校での子供同士のSNS利用が増えている中、個人の責任や情報モラルなど、実際に利用することで、学校・家庭が協力してネットリテラシーを身に付けることができるようにしていく。

第4 いじめ防止に関する年間行事予定

年 間 行 事 予 定	
4月	月例生徒指導委員会 生活アンケート いじめ防止に関する職員研修 学級のスローガンづくり
5月	きらりほのぼの丹荘っ子 月例生徒指導委員会 生活アンケート
6月	きらりほのぼの丹荘っ子 月例生徒指導委員会 いじめ防止強化月間（校長講話） 人権標語作成、生活アンケート
7月	きらりほのぼの丹荘っ子・学期のまとめ 月例生徒指導委員会、保護者との個別面談 神川町いじめアンケート 生活アンケート連携
8月	人権ポスター作成（保護者との連携・生涯学習課との連携）
9月	月例生徒指導委員会 生活アンケート
10月	きらりほのぼの丹荘っ子 月例生徒指導委員会 保護者との個別面談、生活アンケート
11月	きらりほのぼの丹荘っ子 月例生徒指導委員会 生活アンケート いじめ防止強化月間（校長講話・人権作文づくり・保護者との個別面談）
12月	きらりほのぼの丹荘っ子・学期のまとめ 月例生徒指導委員会 神川町いじめアンケート 生活アンケート
1月	きらりほのぼの丹荘っ子 月例生徒指導委員会 生活アンケート
2月	きらりほのぼの丹荘っ子、学級指導（SNSの使い方） 月例生徒指導委員会 生活アンケート
3月	きらりほのぼの丹荘っ子・学期のまとめ いじめ防止基本方針の見直し 月例生徒指導委員会 神川町いじめアンケート 生活アンケート

第5 その他いじめ防止等のための取組に関する事項

基本方針の取組の検証・見直し

本校では、丹荘小学校基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているか、検証し、必要に応じて見直す。